

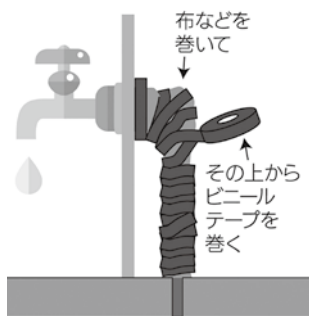


# 市役所からのお知らせ

## 水道管の凍結防止対策を しましょう

### ● 屋外水道管の防寒

屋外の蛇口やむき出しの水道管には、保温チューブや布などを巻きつけて保温してください。ぬれないように上からビニールなどをかぶせるのも効果的です。



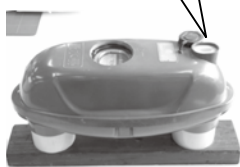
### ● 水道管が凍って水が出ないときは

気温の上昇により自然に解凍するのを待つか、少しでも早く水を使いたいというときは凍った場所にタオルなどをかけてぬるま湯をゆつくりかけ徐々に解凍してください。



### ● 水道管が破裂してしまったら

水道メーターボックス内には家全体の止水栓があります。蛇口や水道管が破裂してしまつたら、これを閉めて水を止めてください。止水栓が見つからないときは、破裂したところにタオルなどを巻いて水が噴き出るのを防ぐなどの応急処置を行ってください。



### ● 水道業者へ連絡

凍結破損などの修繕は、指定給水装置工事業者に依頼してください。また、アパートや借家などは、管理会社や大家に連絡してください。

緊急漏水時の水道当番業者は毎号広報紙に掲載しています。

気温が氷点下4℃以下になると水道管が凍結しやすくなります。寒くなるときは気象情報をこまめにチェックしましょう。また、市ホームページにも水道管の凍結防止対策を掲載していますのでご覧ください。

● 問い合わせ先 上下水道工務課 給

排水担当 ☎(923)7172

## 平成30年度入学予定者へ 通知書を郵送します

市立小・中学校に入学を予定している児童の保護者へ、就学通知書(ハガキ)を郵送します。

※2月中旬までに就学通知書が届かないときは学校教育課までご連絡ください。

### ● 対象

▽小学校

平成23年4月2日～平成24年4月1日に生まれた人

▽中学校

平成17年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人

● 問い合わせ先 学校教育課

## 固定資産税(償却資産)の申告をお願いします

償却資産とは、事業をしている個人

や法人がその事業のために用いる構築物、機械、工具、器具、備品などの固定資産をいいます。1月1日現在に所有している償却資産は、所在地の市町村長に

申告する必要があります。

なお、不動産所得や農業所得を得ている個人・法人も対象になります。

### ● 申告方法

事業を始めた人、新たに本市にて申告をする人は、平成30年1月1日現在所有している償却資産をすべて申告してください。

昨年申告をした人には、12月初旬頃に申告用紙を郵送していますので、1年間の償却資産の増・減を申告してください。また、新たに申告をする人など、申告用紙が届かない人は、必ず税務課固定資産税担当にご連絡ください。

### ● 貸し駐車場の申告

貸し駐車場の底地については、通常土地として固定資産税の対象になります。しかし、それ以外のアスファルト舗装、フェンス、車止め、白線工事、街灯、機械装置、看板などは、償却資産として固定資産税の対象となりますので申告する必要があります。

なお、確定申告などで「駐車場一式」のように一括して減価計算している場合であっても、その中に償却資産の対象となるものが含まれる場合は、分離して申告する必要がありますので、ご注意ください。

### ● 申告期限

1月31日(水)まで

● 申告書の提出(郵送可)・問い合わせ先 税務課固定資産税担当




**育ジイ養成講座**

「孫を預かることになったが、接し方や遊ばせ方が分からない」「地域の子どもたちと遊んでみたい」そんな男性のための4回講座です。最終日は公立保育所で実際に子どもたちと交流します。

全日程を受講した人には、「育ジイ養成講座終了証」を授与します。(参加無料。ただし最終日の保育交流の際、給食費280円は実費負担となります)

- **対象** 60歳以上の男女
- **定員** 先着20人
- **共催** 健康推進課、高齢者支援課、子育て支援課、公立保育所、男女共同参画推進課
- **申込方法** 電話、FAX、電子メールで「①氏名 ②電話番号」をお知らせください。
- **申し込み・問い合わせ先**  
男女共同参画推進課(生涯学習センター内)  
☎(918)1311  
☎(923)0416  
✉電子メール danjo@city.chikushino.fukuoka.jp

日時・場所	内容・講師など
① 2月2日(金)、10時~12時 生涯学習センター3階学習室6	「育ジイ」を楽しもう！！ ●講師 山根佑介さん(ファザーリング・ジャパン九州) なぜ育ジイが求められているのか。どんな気持ち(心構え)で子どもと接したらよいか、自分が目指す育ジイになるために、イクメンのスペシャリストに学びます。
② 2月8日(木)、10時~12時 カミーリヤ2階介護研修室 ※持参品 ハンドタオル1枚	乳幼児の世話の仕方と事故予防 ●講師 健康推進課(保健師)、助産師 身のまわりのお世話の仕方(お風呂の入れ方、おむつ交換、着替え、食事など)、事故予防について学びます。
③ 2月16日(金)、10時~12時 生涯学習センター3階学習室6	子育ての心構えと技術 ●講師 公立保育所長 子どもの成長と発達、接し方、乳幼児の世話の仕方などを学びます。 
④ 2月23日(金)、9時~14時30分 公立保育所 生涯学習センター3階学習室6 ※1人につき 給食費280円 ※動きやすい服装で参加してください	保育交流とこれからの活動 集合後、バスで公立保育所へ。公立保育所で子どもたちと遊び、一緒に給食を試食。その後、生涯学習センターに戻り、参加者の皆さんとこれからの活動について話し合います。受講経験者からの活動情報紹介もあります。

**第十回特別弔慰金の請求はお済みですか**

請求期限は、平成30年4月2日(月)までです。(土・日曜日、祝日、年末年始の休みは除く)  
この期限を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなります。なお、すでに請求している場合は、市受付から国債の交付までおおむね1年の期間がかかります。

- **対象者**  
戦没者などの死亡当時の遺族で平成27年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、先順位の遺族一人に特別弔慰金が支給されます。(すでに請求している人は手続きの必要はありません)
- **給付内容**  
額面25万円(5年償還)の記名国債
- **問い合わせ先**  
生活福祉課 地域福祉担当
- **給付対象にはなりません。**  
詳しくは、お問い合わせください。
- **※戦没者の死亡後に生まれた人は、支給対象にはなりません。**

## 障害者福祉長期行動計画 (案)への意見を募集します

市では第3期筑紫野市障害者福祉長期行動計画の策定作業を進めています。

筑紫野市障害者福祉長期行動計画は、本市の総合行政計画である「総合計画」や、国の障害者基本計画に則して策定します。これまでに「障害者施策推進協議会」や「障害者施策検討委員会」を開催し、市内関係団体の代表、市職員による意見交換を通じて、計画の内容を検討してきました。

その内容について、さらに市民の皆さんから意見(パブリックコメント)を聞くために、次のとおり第3期筑紫野市障害者福祉長期行動計画(案)を公表し、意見を募集します。

- 閲覧場所
    - ▽市役所本庁情報公開室
    - ▽各コミュニケーションセンター
    - ▽市ホームページ
  - 応募資格
    - ▽市内在住、在学、在勤者
    - ▽市内に事務所などを有する人
  - 意見の募集期限
    - ▽2月4日(日)まで
- ※施設休館日などを除きます。

## 意見の提出方法

「氏名、住所、電話番号」を明記の上、持参、郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

## 意見の提出・問い合わせ先

- ▽あて先 〒818-8686(住所記入不要)  
生活福祉課 障害者福祉担当
- ▽FAX(923)5230
- ▽電子メール  
fukushi@city.chikushino.fukuoka.jp

## 介護相談員を募集します

市では、介護サービスを利用する人やその家族の話聞き、不安や不満、疑問を解消するため、事業者や行政などの調整を図り、問題の改善や介護サービスの資質向上につながるよう活動する「介護相談員」を募集します。

## 活動内容

- ▽介護サービスを提供する事業所に出向き、利用者の相談を受けます。
- ▽介護サービス提供事業所との意見交換を行います。
- ▽介護サービス提供事業所の行事に参加します。

以上のような活動を通して、利用者・事業者双方の声を聞くことにより介護サービスの現状を把握し、苦情の発生を未然に防ぐとともに、よりよい介護サービスが提供できるよう改善策を探ります。

※毎月2〜3回程度介護相談員として活動し、2カ月に1回定例会議を開催する予定です。

## 募集人員 2人

● 応募資格 市内在住の20歳以上の人で、介護相談に必要な知識や経験、または介護保険制度に関して意欲と理解があり、指定する介護相談員養成研修を受講できる人。

※養成研修日程は詳細未定ですが、前期4日間・後期1日間程度です。なお、研修先は大阪もしくは東京となります。

## 募集期間

1月16日(火)〜31日(水)必着

## 委嘱期間 3年間

## 応募方法

履歴書と、「介護保険制度における介護相談員の役割と活動への思い」をテーマに800字以内の手書きの作文を郵送または持参してください。

## 選考方法

履歴書・作文および面接にて決定します。面接日時などは、応募者に後日お知らせします。

## 報酬等

事業所訪問1回あたり4000円の報酬と1500円の費用弁償を支払います。

## 応募・問い合わせ先

〒818-8686(住所記入不要)  
高齢者支援課 高齢者福祉担当

## 愛犬と仲良くなる！ 犬のしつけ方教室

犬の正しい飼い方を学び、飼主のモラル向上につながるため「犬のしつけ方教室」を開催します。

● 日時 2月2日(金)、13時30分〜16時30分

● 場所 勤労青少年ホーム2階集会所

● 参加費 無料

● 対象 市内在住の人 ※犬は同伴できません。

● 定員 先着20人程度

● 内容

- ▽犬に関する基礎知識
- ▽犬の飼い方、しつけ方
- ▽モデル犬によるしつけ方実演

● 申込方法 電話、FAX、電子メールのいずれかの方法で「①講座名、②住所、③氏名、④電話番号」をお知らせください。

また、教室で質問したいことがあれば記入してください。

● 申込期間 1月16日(火)〜25日(木) ※定員に達した場合、早期に受付を終了することがあります。

● 申し込み・問い合わせ先 環境課  
〒818-8686(住所記入不要)  
chikushino.fukuoka.jp





**社会保険料納付証明書を  
送付します**

申告のときに所得控除として利用できる社会保険料の納付証明書を1月下旬に送付します。

●対象の社会保険料

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

この証明内容は、年金特別徴収以外が対象となります。不明な点は、収納課まで問い合わせください。

●問い合わせ先 収納課

**文化財防火デーにあわせて  
防火訓練を開催します**

昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画が焼失したことを契機に、1月26日が「文化財防火デー」と定められました。毎年、全国各地で火災や災害から文化財を守るために訓練が行われています。



昨年の訓練の様子

市でも第64回文化財防火デーにあわせて、武蔵寺で防火訓練を行います。訓練中は周辺道路を使用しますので、ご協力のほど、よろしくお願ひします。

●日程 1月21日(日)、午前中

●問い合わせ先 文化情報発信課 文化財担当 ☎(920)8419

**気軽にできるボランティア  
献血にご協力ください**

病気やけがなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、17歳から69歳までの健康な方に献血のご協力をお願いします。

※運転免許証、献血カード・手帳などを持参してください。

●日時 1月24日(水)、9時30分～12時、13時～16時

●場所 市役所玄関前

●採血量 全血400ミリリットル

●対象年齢

▽男性 17歳～69歳

▽女性 18歳～69歳

※65歳以上の人は、60歳になって献血の経験がある人。

●体重 50キログラム以上

●共催 筑紫野市献血推進協議会

●問い合わせ先 健康推進課(カミィ

リヤ内) ☎(920)8611

**消費生活センターだより**



消費生活センター相談専用電話

**(923) 1741**

平日

● 9時～11時45分  
● 13時～16時30分

**契約は慎重に**

自宅にいと、知らない業者から電話で勧誘されたり、業者の訪問を受けた経験がある人は多いと思います。

販売業者の勧誘を受けて消費者が購入してよいと考えたら、その場で申し込み、販売業者が承諾することで契約が成立します。しかし、訪問販売や電話勧誘販売の場合「長く話を聞いてしまったので、いまさら断ったら申し訳ない」「急に勧誘されてしまい、話の流れでつい契約してしまった」など、他社の同種商品との比較検討もしないまま、購入を申し込んでしまうこともあります。また、「てっきり、いつもお世話になっている〇〇会社からの勧誘だと勘違いして申し込んでしまった」ということもあるかもしれません。

本当に必要な商品や工事なのか、その品質・価格以外の選択肢はないか、どこの会社との契約な

のか、冷静に考えしっかり確認してから契約することが大切です。

●購入する必要性の再確認

▽自分にとって本当に必要な商品・サービスですか？

▽勧誘・広告だけで購入が必要だと考えていませんか？

▽他社の商品と品質・価格を比較検討しましたか？

▽今すぐに購入する必要がありますか？

●契約内容の再確認

▽何を、いくつ、いくらで、どこの業者と契約するのか明確ですか？

▽口頭で確認した契約内容が記載されていますか？

困ったときは消費生活センターにご相談ください。

消費者庁  
イラスト集より

